令和４年度第１回大網白里市地域公共交通活性化協議会　次第

日時：令和４年６月１４日（火）10:00～
場所：保健文化センター３階ホール

１　開会
２　委員及び事務局紹介
３　役員選出
４　議　題
　（１）令和３年度決算について
　（２）令和４年度予算（案）について
　（３）地域公共交通計画認定申請について
　（４）大網白里市地域公共交通網形成計画の評価について
　（５）令和４年度事業計画について
５　報　告
　（１）白里地区コミュニティバス停留所の移設及び路線の廃止について
　（２）コミュニティバスの運行実績について
６　その他
７　閉会

配付資料

次第
大網白里市地域公共交通活性化協議会規約
・議題及び報告資料
議題(1)令和３年度決算について資料１
議題(2)令和４年度予算（案）資料２
議題(3)地域公共交通計画認定申請書資料 3-1～資料 3-8
議題(4)大網白里市地域公共交通網形成計画の評価について資料４
議題(5)令和４年度事業計画について資料５
報告(1)白里地区コミュニティバス停留所の移設及び路線の廃止について資料６
報告(2)コミュニティバスの運行実績について資料７

資料１

大網白里市地域公共交通活性化協議会
令和３年度決算書

１　歳　入　　（円）

款　項　目	予算額	決算額	説　　明
１　負担金	450,000	450,000	
１　負担金	450,000	450,000	
１　負担金	450,000	450,000	大網白里市負担金
２　補助金	0	0	
１　補助金	0	0	
１　補助金	0	0	
３　繰越金	12,000	12,180	
１　繰越金	12,000	12,180	
１　繰越金	12,000	12,180	前年度繰越金
４　諸収入	1,000	0	
１　諸収入	1,000	0	
１　雑入	1,000	0	預金利子
合　計	463,000	462,180	

２　歳　出　　（円）

款　項　目	予算額			決算額	説明
	予算額	流用	計		
１　運営費	450,000	0	450,000	338,140	
１　会議費	440,000	0	440,000	333,980	
１　会議費	440,000	0	440,000	333,980	委員報酬
２　事務費	10,000	0	10,000	4,160	
１　事務費	10,000	0	10,000	4,160	旅費
２　事業費	0	0	0	0	
１　事業費	0	0	0	0	
１　事業費	0	0	0	0	
３　予備費	13,000	0	13,000	0	
１　予備費	13,000	0	13,000	0	
１　予備費	13,000	0	13,000	0	
合　計	463,000	0	463,000	338,140	

収支差引残額　462,180 円 － 338,140 ＝ 124,040 円（令和４年度へ繰越し）

監　査　報　告

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約第１４条第１項の規定により、令和３年度決算について帳簿及び関係書類を監査したところ、正確かつ適正に処理されていると認め、これを報告いたします。

令和 4 年 4 月 21 日

大網白里市地域公共交通活性化協議会

監査委員　永野和子

監査委員　久我一雄

資料２

令和4年度当初予算（案）

１ 歳 入

（単位：千円）

	令和4年度	令和3年度	比 較	説 明
負担金	304	450	△146	
負担金	304	450	△146	
負担金	304	450	△146	市一般会計より 304,000 円
繰越金	124	12	112	
繰越金	124	12	112	
繰越金	124	12	112	前年度繰越（ 124,040 円）
諸収入	1	1	0	
諸収入	1	1	0	
雑入	1	1	0	預金利子等
合 計	429	463	△34	

歳入合計 429 千円

２ 歳 出

（単位：千円）

	令和4年度	令和3年度	比 較	説 明
運営費	304	450	△146	
会議費	294	440	△146	
会議費	294	440	△146	報酬（協議会 4 回分）
事務費	10	10	0	
事務費	10	10	0	旅費
予備費	125	13	112	
予備費	125	13	112	
予備費	125	13	112	
合 計	429	463	△34	

歳出合計 429 千円

資料３－１

様式第１－１（日本産業規格Ａ列４番）

大 交 協 第 ３ 号
令和４年６月〇〇日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　大網白里市地域公共交通活性化協議会
住　　所　千葉県大網白里市大網 115 番地 2
代表者氏名　会長　轟　朝幸

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

資料３－２

大網白里市市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

１．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
大網白里市地域公共交通計画　７０ページ
２．前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
大網白里市地域公共交通計画　７５ページ
３．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
大網白里市地域公共交通計画　１３，１４ページ
４．地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
大網白里市地域公共交通計画　９ページ～１４ページ、８２ページ～８４ページ

（添付資料）
・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考
・要綱第１７条第１項
陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。
一　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
二　前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
三　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
四　地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

資料３－３

別紙

令和４年６月〇〇日

大網白里市地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大網白里市では、平成２０年６月に「大網白里町地域公共交通活性化協議会」を設立。平成２１年３月には「大網白里町地域公共交通総合連携計画」を、平成２９年３月には「大網白里市地域公共交通網形成計画」を、令和４年３月には「大網白里市地域公共交通計画」を策定しこれらの計画に基づき、持続可能な公共交通の実現に向け、各種事業を実施してきた。

市内には、ＪＲ外房線及びＪＲ東金線、民間バス会社による路線バスが運行しているものの、鉄道駅やバス停留所が最寄り１kmにない公共交通空白地域が存在しており、これを解消するとともに、高齢者や運転免許自主返納者など、交通弱者の買い物や通院などの日常生活の交通手段を確保するのため、増穂地区及び白里地区にてコミュニティバスを運行している。

本市の高齢化率は年々上昇しており、交通弱者の増加が見込まれることから、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバスの運行を確保・持続することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

①増穂地区コミュニティバス

事業年度	目標値（利用者数、収支率）	
Ｒ５ （Ｒ４．１０～Ｒ５．９）	１便平均利用者数	８．０人
	１日平均利用者数	６４人
	年間利用者数	２３，３６０人
	収支率	３２．０％
Ｒ６ （Ｒ５．１０～Ｒ６．９）	１便平均利用者数	８．５人
	１日平均利用者数	６８人
	年間利用者数	２４，８２０人
	収支率	３４．０％
Ｒ７ （Ｒ６．１０～Ｒ７．９）	１便平均利用者数	９．０人
	１日平均利用者数	７２人
	年間利用者数	２６，２８０人
	収支率	３６．０％
参考（実績値） Ｒ３ （Ｒ２．１０～Ｒ３．９）	１便平均利用者数	７．７人
	１日平均利用者数	６１．６人
	年間利用者数	２２，４８４人
	収支率	３０．６％

②白里地区コミュニティバス

事業年度	目標値（利用者数、収支率）	
Ｒ５ （Ｒ４．１０～Ｒ５．９）	１便平均利用者数	３．０人
	１日平均利用者数	１５．０人
	年間利用者数	３，６６０人
	収支率	１５．０％
Ｒ６ （Ｒ５．１０～Ｒ６．９）	１便平均利用者数	３．１人
	１日平均利用者数	１５．５人
	年間利用者数	３，７８２人
	収支率	１６．０％
Ｒ７ （Ｒ６．１０～Ｒ７．９）	１便平均利用者数	３．２人
	１日平均利用者数	１６．０人
	年間利用者数	３，８８８人
	収支率	１７．０％
参考（実績値） Ｒ３ （Ｒ２．１０～Ｒ３．９）	１便平均利用者数	１．５人
	１日平均利用者数	１２．０人
	年間利用者数	３，２７１人
	収支率	１３．９％

（２）事業の効果

①増穂地区コミュニティバス

コミュニティバスを運行することにより、増穂地区に存在する公共交通空白地域（清名幸谷、上谷新田、南横川等）の大部分が解消され、高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

②白里地区コミュニティバス

コミュニティバスを運行することにより、白里地区に存在する公共交通空白地域（北今泉５区、細草８区、四天木９区等）の大部分が解消され、高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

（大網白里市地域公共交通計画　８２ページ参照）

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・運行便数、運行ルートの見直し（事業者、大網白里市）
・回数券、年間パスポートの導入（事業者、大網白里市）
・公共交通マップの作成、配布（大網白里市）
・バス停情報のオープンデータ化（大網白里市）

・商業施設等を連携した割引サービスや企画切符の発行（地元企業等、事業者、大網白里市）
・地元自治会等にモビリティ・マネジメントを実施（大網白里市）
・コミュニティバスへの有料広告掲載（事業者、大網白里市）

（大網白里市地域公共交通計画　７５ページ～８１ページ参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添表１のとおり

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

市と運行事業者間で委託契約を締結し、毎月定額を市から運行事業者へ支出する。
増穂地区コミュニティバス：１８，４５３，６２３円（令和４年度支出予定額）
白里地区コミュニティバス：　６，１１０，４７８円（令和４年度支出予定額）

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数や収支率について、数値指標による評価を実施

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

別添表５のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和４年６月14日　地域公共交通計画別紙等について協議、承認を得る。

19. 利用者等の意見の反映状況

【増穂地区コミュニティバス】
平成２４年４月の運行開始から複数回、ダイヤ改正やルートの見直しを実施しており、これらは、市民・利用者アンケートの結果や運行事業者とのヒアリング結果を基づき行ったものである。直近では、令和３年４月に、以前から利用者より要望があがっていたＩＣカードでの運賃支払いを導入した。

【白里地区コミュニティバス】
平成３０年１０月から開始した実証運行期間中に市民・利用者アンケートの結果を参考に、白里地区内だけでなく、大網市街地へ向かう運行ルートの設定を実施した。
また、本格運行移行時には、更なる利便性向上や効率化を図るため、利用状況や利用者意見を反映した運行計画へと変更を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）　千葉県大網白里市大網１１５番地２
（所　属）　大網白里市企画政策課
（氏　名）　弘中　圭介
（電　話）　0475-70-0315
（e-mail）　kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

資料3－4

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大網白里市	千葉中央バス(株)	(1) 増穂地区コミュニティバス（左回り循環）	中部コミュニティセンター	清名幸谷 大網駅 南横川	中部コミュニティセンター	24.3km 循環	365日	1,460回		路線定期運行	①	大網駅でJR外房線及び東金線と接続。また、同バス停で、地域間幹線系統小湊鐵道（株）大網駅～白子車庫線及び大網駅～サンライズ九十九里線と接続。	③
		(2) 増穂地区コミュニティバス（右回り循環）	中部コミュニティセンター	南横川 大網駅 清名幸谷	中部コミュニティセンター	24.3km 循環	365日	1,460回		路線定期運行	①	大網駅でJR外房線及び東金線と接続。また、同バス停で、地域間幹線系統小湊鐵道（株）大網駅～白子車庫線及び大網駅～サンライズ九十九里線と接続。	③
	秋葉タクシー（有）	(3) 白里地区コミュニティバス	白里公民館	コスモス荘 大網病院	大網白里市役所	往23.4km 復23.4km	244日	610回		路線定期運行	①	大網駅でJR外房線及び東金線と接続。また、同バス停で、地域間幹線系統小湊鐵道（株）大網駅～白子車庫線及び大網駅～サンライズ九十九里線と接続。	③
		(4)											
		(5)											

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1別添　運行系統図

資料3－5

施設凡例	
記号	意味
□	行政施設
■	医療施設
■	商業施設

資料3－6

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大網白里市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	42,944
交通不便地域等	2,312

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
1,394	別紙「交通不便地域における大網白里市地区別人口表」参照	局長指定
918	別紙「交通不便地域における大網白里市地区別人口表」参照	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大網白里市地域公共交通計画	令和4年3月	

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

資料３－７

表5別添　人口集中地区と交通不便地域の区分

施設凡例	
記号	意味
■	行政施設
■	医療施設
■	商業施設

資料3－8

表5別紙　交通不便地域における大網白里市地区別人口表

地区	行政区	別添地図におけるエリア区分	面積 (km²)	交通不便地域面積	交通不便地域割合	人口統計 世帯	総数	男	女	15歳未満	15歳以上65歳未満	65歳以上	交通不便地域人口推計
瑞穂	瑞穂５区（中原）	B	0.47	0.17	36.2%	68	138	68	70	10	71	57	50
	瑞穂６区（経田）	B	0.67	0.02	3.0%	178	370	180	190	41	198	131	11
大網	九北区	A	0.76	0.25	32.9%	160	394	195	199	29	204	161	130
増穂	富田南	B	0.73	0.29	39.7%	131	241	116	125	6	100	135	96
	南横川南	B	1.17	0.05	4.3%	100	218	103	115	10	105	103	9
	南横川北	B	1.44	0.38	26.4%	498	1057	520	537	82	505	470	279
	南横川北（房総平和園）	B	0	0	100.0%	128	128	91	37	0	57	71	128
	柿餅	A	0.68	0.02	2.9%	372	827	416	411	96	425	306	24
	上貝塚	A	0.66	0.15	22.7%	415	998	460	538	137	586	275	227
	清名幸谷南	A	1.14	0.60	52.6%	269	598	299	299	46	317	235	315
	清名幸谷北	A	1.08	0.50	46.3%	54	133	68	65	11	61	61	62
	上谷新田	A	0.83	0.04	4.8%	387	753	386	367	45	388	320	36
	木崎	C	0.98	0.01	1.0%	438	937	451	486	59	503	375	10
福岡	北吉田	C	0.87	0.10	11.5%	79	162	82	80	9	80	73	19
												合計	1,394
白里	清水	E	0.25	0.01	4.0%	49	117	62	55	4	60	53	5
	北今泉５区	D	2.19	0.90	41.1%	400	859	420	439	64	440	355	353
	細草８区	E	1.20	0.80	66.7%	316	586	291	295	26	294	266	391
	四天木９区	E	1.32	1.11	84.1%	59	132	58	74	10	59	63	111
	四天木10区	E	0.66	0.09	13.6%	155	364	172	192	42	177	145	50
	四天木13区	E	1.19	0.02	1.7%	240	514	248	266	40	250	224	9
												合計	918

資料４

別添４

大網白里市地域公共交通網形成計画の評価について

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

大網白里市地域公共交通網形成計画の評価等結果（令和３年４月～令和４年３月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
路線バスの利便性向上を図り、市内公共交通システムの充実を図る 【目標の指標】 路線バスの利用者数 470,000人/年	・路線バス（特にコミュニティバス、白里地区におけるバス新ルート）について、運行本数、運行時間、運行ルートなどの検討、改善、見直しを行う。 ・バス車両やバス停などの施設の充実、サービス向上を図る。	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	・路線バス利用者数298,841人/年 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不要不急の外出自粛や、リモートワーク等の普及が利用者数の減少に繋がった。	・新型コロナウイルスの影響により、利用者数は大きく減少しているため、目標の達成には至っていない。 ・利用者数を増やすために、市広報紙等で周知を図るとともに、更なる利便性の向上（バス待ち環境の整備等）を行っていく必要がある。	H30：440,000人/年 R1：446,000人/年 R2：298,000人/年
高齢化の進む地域、公共交通空白地域における移動手段について、検討を進め、対応を図っていく 【目標の指標】 計画期間内における対応策の実施	・現行システムの活用、新システムの導入、福祉施策との連携の検討	新規事業や既存事業の見直しを実施	・平成30年10月から新たなコミュニティバスの運行を開始 ・令和3年10月から本格運行へ移行 ・運行を開始するも、利用者数は伸び悩んでおり、更なる利便性向上や周知が必要。	・事業内容を精査し、適切な運行計画変更を行ったため、目標は達成したと言える。 ・今後も地域住民や利用者の声を踏まえ、運行を維持していくが、そのためには、利用者ニーズ等を把握し、回数券の導入等、利便性の向上を図る必要がある。	計画期間全体を指した目標のため、対象年度以外の達成状況・取組も記載した。
事業者、行政、住民が協働して持続可能な公共交通システムの確立を図る 【目標の指標】 自立性を高め（公的補助金を維持又は減額）た上で、現状の路線数を維持	・地域公共交通活性化協議会を活用した事業者、行政、住民での検討、協働 ・事業収支を踏まえた自立性の高い、実現、持続可能な公共交通システムの確立	令和3年度決算及び各バス事業者の運行状況にて調査	・コミュニティバスの運行事業者に対する補助金は、フィーダー補助の増額により、減少傾向となっている。 ・今後は、燃料費や人件費の高騰により、現在の利用者数を維持した場合でも、運行経費は増加する見込みである。	・多くの路線バスが減便やダイヤ変更を余儀なくされたが、路線の減少には至っていない。 ・公共交通は感染症対策を徹底していると住民に周知し、減少している利用者数を回復させる必要がある。	

（記載に当たっての留意事項）

- 本様式中、表題の「（〇年〇月～〇年〇月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「－」と記載して下さい。
- 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。

資料５

令和４年度事業計画について（地域公共交通計画より抜粋）

事業名	実施概要
【事業１】 コミュニティバスの運行	・増穂地区コミュニティバスについて、地域の要望等を踏まえ、運行ルートの検証を行います。 ・白里地区コミュニティバスについて、令和５年３月末までの目標値（3人/便）の達成に向けて,市広報紙や車内掲示などを利用した周知を実施します。 ・更なる利便性向上を図るため、回数券や年間パスポートの事例を研究し、導入について検討します。
【事業２】 新たな移動手段の確保	・乗合タクシーについて、先進自治体の事例を研究し、導入について検討します。
【事業５】 鉄道の利用促進	・千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟やＪＲ東金線複線化促進協議会を通じ、運行本数や駅施設のバリアフリー化等について、要望活動を実施します。 ・ＪＲ千葉支社及びＪＲ大網駅と連携し、鉄道利用を促進する各種イベントを実施します。
【事業１０】 運行情報提供の充実	・運行情報案内のデジタル化を図るため、バス停情報のオープンデータ化を進めます。
【事業１２】 公共交通維持・確保に係る市民意識の醸成	・各区、自治会行事への参加を通じ、公共交通の現状やコミュニティバスのＰＲを実施します。 ・コミュニティバスへの広告掲載を推進します。

※これら以外の事業については、引き続き検討を行うものや、事業を継続するものであるため、ここには記載していません。

資料６

白里地区コミュニティバス停留所の移設及び路線の廃止について

白里地区コミュニティバスは、令和３年１０月より道路運送法第４条に基づく本格運行に移行した際に運行計画の変更も併せて行いました。その中で「コスモス荘」バス停留所においては、運行の効率化を図るため、下図のとおりバス停留所の移設及び路線の一部を廃止する手続きを行いましたので、報告いたします。

一度、コスモス荘入口前に設置したバス停留所前まで進入し、再度運行ルートに戻るルート。（青実線部）

バス停留所を同じ施設内の土地に移設。それに伴い、運行ルートの一部廃止を行った。（赤点線部）

資料７

コミュニティバスの運行実績について

コミュニティバスの運行実績について、令和４年５月末までの実績を報告します。

【増穂地区コミュニティバス】

令和３年４月の運行計画変更後も安定して利用されており、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年４月には１便あたりの利用者数が５．４人まで落ち込みましたが、令和４年５月の実績値では８．４人にまで回復しています。今後も多くの方に利用いただけるよう周知等に取り組んでまいります。

《令和３年度利用実績》　（日、人）

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
運行日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
利用者数	1,897	1,812	1,933	1,984	1,815	1,828	2,024	1,997	2,154	1,662	1,710	1,887
１便平均	7.9	7.3	8.1	8.0	7.3	7.6	8.2	8.3	8.7	6.7	7.7	7.6

《令和４年度利用実績》

月	４月	５月
運行日数	30	31
利用者数	1,978	2,088
１便平均	8.3	8.4

《目標値》（生活交通確保維持改善計画令和４年度事業）
令和３年１０月～令和４年９月までの目標値→１便平均７．５人
《実績値》
令和３年度の１便平均→７．７人
令和３年１０月～令和４年５月までの実績値→１便平均７．９人

【白里地区コミュニティバス】

令和３年１０月の運行計画変更後は、１便あたりの利用者数が２人を超えていますが、令和４年３月までの目標値である１便あたりの利用者数２．５人には達しておりません。今後は、目標の達成に向け、更なる利用促進に取り組んでまいります。

《令和３年度利用実績》　（日、人）

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
運行日数	22	21	22	22	22	22	21	20	20	19	18	22
利用者数	250	218	260	241	251	256	225	219	214	148	162	267
１便平均	1.4	1.3	1.5	1.4	1.4	1.5	2.1	2.1	2.1	1.5	1.8	2.4

《令和４年度利用実績》

月	４月	５月
運行日数	20	19
利用者数	227	198
１便平均	2.2	2.0

《目標値》（令和２年度第４回協議会で承認）
①令和３年１０月～令和４年３月までの目標値→１便平均２．５人
②令和４年４月～令和５年３月までの目標値→１便平均３．０人
《実績値》
①令和３年１０月～令和４年３月までの実績値→１便平均２．０人
②令和４年４月～令和４年５月までの実績値→１便平均２．１人